

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務について

～いわゆる建設業、運送業等の 2024 年問題～

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律で規定され、2019 年 4 月(中小企業は 2020 年 4 月)から適用されています。

一方で、以下の事業・業務(以下、「適用猶予事業・業務」と言います。)については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が 5 年間猶予され、また、一部特例つきで適用されることとされています。

【適用猶予事業・業務】

- ・ 工作物の建設の事業
- ・ 自動車運転の業務
- ・ 医業に従事する医師
- ・ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

さて、直近でこれらの事業・業務における 5 年間の猶予期間も残すところ 1 年ほどとなりました。

建設業や運送業等における 2024 年問題として、様々取上げられることが増えてきました。

既に、関係者の方々には十分ご案内のことと思いますが、改めて法令上の確認やこれらの対応に向けて助成金等の支援もありますので、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

○厚生労働省 HP 「[時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務](#)」